

平成19年第5回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成19年12月21日

招集 場所 野洲市役所議場

応招 議員	1 番 三和 郁子	2 番 矢野 隆行
	3 番 梶山 幾世	4 番 内田 聡史
	5 番 奥村 治男	6 番 藤村 洋二
	7 番 川口 東洋	8 番 西本 俊吉
	9 番 本田 章紘	10 番 田中 良隆
	11 番 藤下 茂昭	12 番 中島 一雄
	13 番 田中 孝嗣	14 番 中田 幸子
	15 番 小島 進	16 番 野並 享子
	17 番 小菅 六雄	18 番 鈴木 市朗
	19 番 原田 薫	20 番 田中栄太郎
	21 番 林 克	22 番 荒川 泰宏
	23 番 河野 司	24 番 秦 眞治

不応招議員 なし

出席 議員 応招議員に同じ

欠席 議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山崎甚右衛門	副 市 長	川尻 良治
収 入 役	阪口 和夫	教 育 長	大堀 義治
監 査 委 員 事 務 局 長	米澤 博	政 策 監	山中 清嗣
総 務 部 長	北口 守	市 民 健 康 福 祉 部 長	田中 正二
都 市 建 設 部 長	島村 平治	環 境 経 済 部 長	山田 和広
教 育 部 長	南 喜代志	ま ち づ くり 政 策 室 次 長	高田 一巳
総 務 部 次 長	前田 健司	総 務 部 次 長	東郷 達雄
市 民 健 康 福 祉 部 次 長	新庄 敏雅	都 市 建 設 部 長 次 長	堤 文男
環 境 経 済 部 次 長	竹内 睦夫	教 育 部 次 長	船橋 登志夫

教育部次長	常諾	眞教	秘書課長	立入	孝次
総務課長	中島	宗七	企画財政課長	佐敷	政紀

出席した事務局職員の氏名

事務局長	山中	重樹	事務局次長	井狩	重則
書記	赤坂	悦男	書記	辻	昭典

議事日程

- 第1 諸般の報告について
- 第2 会議録署名議員の指名について
- 第3 議第96号から議第114号まで及び請願第3号から請願第5号まで
（野洲市職員の自己啓発等休業に関する条例他21件）
各委員長より委員会審査結果報告
質疑、討論、採決
- 第4 意見書第5号から意見書第7号まで
（消費税の増税に反対する意見書（案）他2件）
提案者説明、質疑、討論、採決
- 第5 議員派遣の派遣について
- 第6 交通対策調査委員会調査報告について

追加議事日程

- 第1 意見書第8号及び意見書第9号
（「新たな財政構造改革プログラム」に関する意見書他1件）
提案者説明、質疑、討論、採決

開議 午前8時59分

議事の経過

（再開）

○議長（林 克君）（午前8時59分） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は24名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長(林 克君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員24名、全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名は、13日の本会議と変更がないため、配付を省略いたしましたのでご了承願います。

(日程第2)

○議長(林 克君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、第23番、河野司君、第24番、秦眞治君を指名いたします。

(日程第3)

○議長(林 克君) 日程第3、各委員長より委員会審査報告書が提出されておりますので、議第96号から議第114号まで、及び請願第3号から請願第5号まで、野洲市職員の自己啓発等休業に関する条例他21件を一括議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

第6番、藤村洋二君。

○6番(藤村洋二君) 第6番、藤村でございます。おはようございます。

去る12月11日の本会議におきまして総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、12月17日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、市長をはじめ関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告申し上げます。

議第96号野洲市職員の自己啓発等休業に関する条例、議第98号野洲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、議第99号野洲市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、議第100号野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議第101号野洲市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例、議第102号野洲市手数料条例の一部を改正する条例、議第109号平成19年度野洲市一般会計補正予算(第2号)中、本委員会に付託を受けました関係予算、以上の7議案を議題として、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、議第96号、議第98号、議第99号、議第100号及び議第101号については、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。また、議

第102号及び議第109号については、採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案についての審査結果の報告といたします。

○議長（林 克君） これより、総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 克君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

第14番、中田幸子君。

○14番（中田幸子君） おはようございます。14番、中田幸子です。

去る12月11日の本会議におきまして文教福祉常任委員会に付託を受けました議案について審査するため、12月18日に委員会を招集し、欠席委員1名のもと、市長をはじめ関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてのご報告を申し上げます。

議第97号野洲市発達支援センター条例、議第103号野洲市ふれあい教育相談センター条例の一部を改正する条例、議第104号野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例、議第105号野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例、議第108号野洲市指定居宅介護支援事業所条例を廃止する条例、議第109号平成19年度野洲市一般会計補正予算（第2号）中、本委員会に付託されました関係予算、議第110号平成19年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第111号平成19年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、以上の8議案を議題とし、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、議第97号、議第103号、議第104号、議第108号、議第109号、議第110号、議第111号については、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決しました。また、議第105号については、賛成多数にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案についての審査の結果の報告といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（林 克君） これより、文教福祉常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 克君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、環境経済建設常任委員長の報告を求めます。

第12番、中島一雄君。

○12番（中島一雄君） 皆さん、おはようございます。12番、中島一雄です。

去る12月11日の本会議におきまして環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、12月19日に本委員会を招集し、委員全員出席のもと、市長をはじめ関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議第106号野洲市営住宅管理条例の一部を改正する条例、議第107号野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例、議第109号平成19年度野洲市一般会計補正予算（第2号）中、本委員会に付託された関係予算、議第112号平成19年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議第113号平成19年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）、議第114号平成19年度野洲市水道事業会計補正予算（第1号）、以上条例関係2件、予算関係4件、合計6件を議題とし、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、採決の結果、議第106号、議112号、議113号及び議第114号の4議案については、全員賛成にて原案のとおり可決すべきものと決しました。また、議第107号及び議第109号については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第3号米対策及び品目横断的経営安定対策についての請願につきましては、全員賛成にて採択すべきものと決しました。また、請願第4号品目横断的経営安定対策の見直しと、多様な担い手の育成を求める請願及び請願第5号日豪をはじめとするEPA路線を転換し、自給率の向上を食料主権にもとづく農政を求める請願については、双方とも賛成少数にて不採択とすべきものと決しました。

以上、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案についての審査結果の報告いたします。

よろしくお願いたします。

○議長（林 克君） これより、環境経済建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 克君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

それでは、ただちに議題となっております議第96号から議第114号まで及び請願第3号から請願第5号までの各議案について、順次討論及び採決をいたします。

まず、議第96号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第96号野洲市職員の自己啓発等休業に関する条例は、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(林 克君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第96号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第97号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第97号野洲市発達支援センター条例は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(林 克君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第97号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第98号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第98号野洲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(林 克君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第98号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第99号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第99号野洲市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、総務常任委

員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(林 克君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第99号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第100号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第100号野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(林 克君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第100号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第101号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第101号野洲市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例は、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(林 克君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第101号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第102号については、討論通告書が提出されていますので、順次これを許します。

第18番、鈴木市朗君。

○18番(鈴木市朗君) おはようございます。討論をいたしたいと思っております。

まず討論する前に、102号でございますが、これもさまざまご意見があるかと思っておりますが、今さら私が言うまでもなく、これは一般市民に関わる大きな問題だと私は痛感しておりますので、各議員さんには市民の暮らし、市民の生活を実感していただきまして、ぜひともこの102号については反対されるようよろしくお願い申し上げまして、反対の私なりの趣旨をここで言わせていただくようにいたします。

まず、手数料の値上げでございますが、せんだって私が質疑をした内容とほぼ変わりは

ございませんが、いわゆる算定根拠たるものが大きな間違いをしているのではなかろうかなという思いでございます。それは人件費でございますが、1分当たり58円、職員さんの人件費ですね。5分に換算しますと280円ということで積算されております。人件費というものは、こういうものの中に含めてはならないというのが一つ大きな問題だと私は思います。皆さん既にご承知のように、人件費というのは一般会計全款で見ているものでありまして、そうした手数料の条例の中に組み込むものではなく、あるいはまた、算出基礎となる建設経費あるいは減価償却費におきまして、それがまず計算されておられません。これを計算していくと、提案されておる300円以上にはなろうかと思いますが、まず建設費でございますが、この手数料に関わる事務処理の、要するに関わる専有面積、そしてまたその面積に係る減価償却費あるいはその専有面積に係る建設費は幾らかかっているかと、そういう基礎的な部分が出ておりません。

しかるに、この算出根拠自体が大きな間違いだと私は思っております。当然、行政の施設におきましては、どの施設を見ましても減価償却費は計上されておられません。一般、民間の会計とは異なる会計で推移していることを、既に皆さんはよくご存知だと思います。そういうことによりまして、私はこの102号野洲市手数料条例の一部を改正する条例におきまして反対をいたします。

誠意ある議員諸氏のご判断を、市民の立場になってよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（林 克君） 第19番、原田薫君。

○19番（原田 薫君） 皆さん、おはようございます。第102号について、ただいま鈴木議員から反対討論をされましたところでございます。私も議員の一人として、やはり苦しいときには苦しいように、またうれしいときにはうれしいようにという、市民の皆さんの立場から、議員がその役割を十分果たしていかなばならないという観点から、この第102号野洲市手数料条例の一部を改正する条例について賛成討論するものでございます。

議第102号野洲市手数料条例の一部を改正する条例について、賛成討論を行います。

今回の改正につきましては、昨年8月に行政改革推進委員会から使用料、手数料の額の設定にあたっては、原価と料金との対応関係を明確にし、適切な料金に改めることとの提言が出されております。この市民の代表の意見を受けて、事務処理が進められた結果であることと考えております。また、財政健全化の関係では、歳出の削減と効率的な行政運営、

そして歳入確保という3つの柱で一体的に改善が進められております。その中でも、歳入の確保策の一環として、今回の手数料の改定が提案されたものと認識しております。

なぜ、この時期にという議論もあると思いますが、健全な財政運営の堅持は市政の重要課題の一つであり、たゆまない努力が必要であると考えます。誰しも負担が高くなることは好むものではありませんが、将来の財政運営を考えますと、できるだけ早い時期での対応が重要であると考えております。また、今回の改定で証明書の交付及び閲覧手数料に特定されたことは、市民への影響を可能な限り抑制しようとする姿勢の表れであります。

次に、今回原価計算方式を採用したことにつきましては、国の考え方も踏まえ、手数料の額の算定根拠を明らかにすることにより、市民への説明責任を果たすものと考えております。行政として当然の責務であると考えます。

また、この方式で算定されました手数料の額は、既に現行料金を上回る数値となっており、その上回る部分に税を投入し料金を抑えることは、手数料が特定の者に対する役務の提供であるという性格から考え、受益者負担の適正化の観点から、かえって不公平を招くこととなります。

私は以上のことを総合的に判断し、議第102号野洲市手数料条例の一部を改正する条例について賛成するものでございます。

どうか、議員各位にはご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

○議長（林 克君） 第17番、小菅六雄君。

○17番（小菅六雄君） 私は、議第102号野洲市手数料条例の一部を改正する条例について反対討論を行います。また、議第107号野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例についても同様の理由で反対をいたします。

本条例改正は、市財政健全化計画に基づき、本市における住民票をはじめとする各種証明書の発行手数料を現行の200円から300円に値上げするというものであります。値上げ率は1.5倍でありまして、その影響額は全体で約600万円とされています。

そこで、今回の値上げ理由は、1点目に市の財政健全化計画に基づくもの、また2点目として、値上げについては受益者負担の原則から応分の負担を求めるとして、その単価を人件費や物件費から算定し、手数料を決めようとしているのが特徴であります。手数料がこのような観点から設定されるということは企業的発想でありまして、同時に今後必要以上に高額にされるおそれがあります。

しかし、この発想は住民福祉の向上に資するという地方自治体本来の任務の放棄と逸脱でありまして、市民に負担強化する発想以外の何物でもないことは明らかであります。さらに、市の本音としては、いろいろ言いますが、今回料金設定について単価算出など理屈をつけておられますが、実際のところは財政健全化計画に基づく財源の確保と近隣市が300円、350円であるため、この単価に合わせるものがとどのつまりの理由であります。

先ほど財政の健全化のため改正が必要という賛成討論がありましたが、あえて言いますと、市財政の中で税金の無駄遣いこそもっと検証すべきではないでしょうか。今日、市民生活の実態は厳しさを余儀なくされています。にも関わらず市民生活に密着する各種手数料の引き上げをされることは許されないもので、本議案には反対をいたします。

○議長（林 克君） 第8番、西本俊吉君。

○8番（西本俊吉君） おはようございます。第8番、西本俊吉でございます。

議第102号野洲市手数料条例の一部を改正する条例は、自治体業務の中で住民サービスの原点とも言える市民窓口においての諸証明の発行に対する手数料の値上げを目的として提案されたものでありますが、私は次に述べる理由により反対をいたします。

1、長きにわたり改正していないとの提案説明を受けましたが、このことはこの間において値上げの必要性がなかったとの判断に由来していると私は感じております。

2、合併後において見直しを検討されての結果と思われませんが、市民に対してわずかといえども受益者負担の増加を求めることは、その結果として市民の負担が増すこととなり、市民サービスの低下になる。市民に負担を求める前に、内部において創意工夫を凝らした行政体制の確立を図られることが大切であり、その後において市民の理解を求める。これが順序だと思います。

3、行政に求められる姿は、いかに最小限の経費で最大限の効果をつくり得るかであります。しかし、最近の社会情勢は、ガソリンをはじめとする燃料関係の大幅な値上げにより、市民の台所や企業、地場産業、農業者にとって大きな打撃を与えかねないと思います。この時期に手数料引き上げを求めることは、その結果において得られる利益効果よりも、行政に対する市民の信頼を失っていく原因につながりかねないと判断せざるを得ません。よって、私は本案に反対いたします。

5万人の市民の代表者として、議員諸氏におかれましては、賢明なるご判断を求め、私の反対討論とさせていただきます。

○議長（林 克君） 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第102号野洲市手数料条例の一部を改正する条例は、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(林 克君) ご着席願います。起立多数であります。よって、議第102号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第103号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第103号野洲市ふれあい教育相談センター条例の一部を改正する条例は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(林 克君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第103号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第104号については、討論通告書が提出されていますので、順次これを許します。

第1番、三和郁子君。

○1番(三和郁子君) おはようございます。議第104号野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例について、反対討論いたします。反対討論をする前に、結果がわかっているながらの反対討論をすることの空しさを感じます。私は未来ある子どもたちに私の言葉で残しておきたいと思いますので、あえて反対討論をさせていただきます。

学童保育に関しては、今議会会期中にも行政と8学童保護者会の話し合いが持たれているのが現状です。サービスを提供する側、受ける側、双方の折り合いがなかなかつかない面もあり、難しい課題かと思えます。条例を定めて好ましい放課後の子ども保育を求めるからには、行政、関係者双方の意思が反映されているものでなければならぬと私は考えます。市民の声を大切に、協働の精神で市政を築くという理念がまちづくり基本条例にもうたわれているはずですが、しかし、12日の質疑において、今までの学童保育をやってきた中で、保護者との接点がうまくいかないという反省があると答弁されておられます。

このような中で、今回の条例の一部を改正する提案をされたわけですが、関係者の皆さ

んから話を聞きますと、議会付託されるまで、条例改正があることすら知らなかったとのこと。本年については、年度当初より担当課と保護者が一体となり、建設的な話し合いを進めさせていただきたいと保護者会は要望させていただいておりましたのに残念ですとも話されておりました。

このような意味合いから、11条5、6項の延長保育に関わる延長保育料について、保護者の要望に一部沿っていない、あるいは整合性に疑問があります。それは、午前の部は7時半から8時、1回200円、月額1,000円、8時から8時半、1回200円、月額1,000円と、30分を最小単位としているのに対し、午後の部は1時間が最小単位の6時から7時、1回400円、月額2,000円となっております。午後の部においても、午前と同様6時から6時30分、6時半から7時の30分刻みを最小単位とし、1回各200円、月額各1,000円とするのが妥当であり、整合性があると判断します。現に、その要望は強いものと私は認識しております。

以上、討論要旨をまとめますと、条例改正にあたり、保護者会の意見を聞く努力に欠け、まちづくり基本条例の理念に沿っていない点、また延長保育料の設定に適正を欠いている等の根拠により、私は反対いたします。議員は市民の代弁者であり、議会は市民の目線に立った判断をしなければなりません。

以上、反対討論といたします。

○議長（林 克君） 第16番、野並享子君。

○16番（野並享子君） 議第104号野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例について、反対討論を行います。

今回の条例改正は保育料の改定であります。延長保育の時間単価の徴収は現状に合わせたやり方の改正がされております。保育料に関しまして、2年生以上は大幅な引き上げになります。質疑で明らかになったことは、一律9,000円の保育料にすることにより、おやつ代1,200円を合わせ、1年生は800円の引き下げになりますが、2年生は200円、3年生は1,200円、4年生以上は2,200円の引き上げとなります。おやつ代以外の総額の引き上げ額は450万円と答弁されておりました。

野洲市放課後児童クラブ運営基準では、1年に1回以上意識調査を行うことになっておりますが、1年以上経ちますが、1度も実施されていません。今回のように大きく条例を変える場合は、運営基準を遵守し、意識調査を行うべきですが、指定管理者の社会福祉協議会に指導するということで責任逃れをし、保育料の改定などは行政が主体的に改定するも

のと一方的であります。今回の条例改正は、保育料を引き上げ、保護者に負担を一方的に押し付けることであり、反対をいたします。

さらに、今回の条例改定と直接的なものではありませんが、条例第8条で、1年生から6年生までの児童が入所対象になっているにも関わらず、定員を超えた学童では「放課後子ども教室」を通年行い、学童保育の待機児童を解消することが出されています。野洲小学校で20人、中主小学校9人ということが言われています。学童は1年生から3年生を基本にし、それ以上の学年に関しては健全育成上必要と認められる児童に限定することが出されていました。定員以上の待機児童を「放課後子ども教室」で解消されることに反対をいたします。「放課後子ども教室」は子どもの居場所づくりとして文科省が管轄しているもので、保育体制とはなっていません。

学童保育所はおやつづくりも行えるように厨房室や冷蔵庫なども完備し、また休養室や図書コーナーなども設置し、家庭的な雰囲気与生活の場として異年齢集団の育ち合いの場所です。保護者の皆さんは、学童保育所を希望した児童がすべて入れるように、1学区に3カ所、4カ所と増設されることを望んでおられます。子どもたちの健全育成と働く親が安心して働き続けられる環境整備を求めまして、反対討論といたします。

○議長（林 克君） 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第104号野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（林 克君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議第104号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第105号については、討論通告書が提出されていますので、順次これを許します。

第9番、本田章紘君。

○9番（本田章紘君） おはようございます。9番、本田章紘でございます。

議第105号野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例に対して、反対の立場で討論を行います。

この条例改正の問題点は、第4条3項目の課税所得145万円以上の現役並み所得者世

帯以下の70歳以上75歳未満の被保険者に対して、一部負担金の割合を1割から2割にするところであります。

国民皆保険制度は、今は健康だけでも高齢になって病気になったら大変なことになるという国民的合意のもとで誕生いたしました。保険制度は、被保険者と保険者との契約であることから、国民健康保険に加えて会社関係の政府管掌健康保険、公務員関係の共済会健康保険、大企業関係の健康保険組合など多岐にわたっています。

しかし、高齢化社会を迎える中で、医療技術の高度化と相まって、健康保険の財務的な問題が大きくなり、被保険者に保険料のアップや医療費自己負担を求める政策がなされてきました。70歳以上の1割負担については、無料で病院通いはいかなものかとの世論もあって、国民の理解が得られました。その後、すべての国民が1割以上の医療費の負担を負うことになった今、最も病気になりやすい70歳から75歳未満の低所得者の負担割合を2倍の負担増に改正することは、もはや限度を超えているとして賛成することはできないものであります。

さらに、医療費負担は高齢者といえども現役並みとするとしていますが、現役の年収520万円、課税所得360万円の方の3割負担でも、自己負担の医療費の平均は4万9,200円であります。70歳から75歳未満の低所得者の平均自己負担医療費は2割と想定いたしますと9万9,800円ともなります。現役世代の約2倍であります。このように、年をとってから医療費の負担が増加する仕組みは、国民皆保険制度の目的からも逸脱することであり、賛成できないものであります。

平成20年度から、70歳以上75歳未満の高齢者の低所得者に対する医療費負担を1割から2割にすることは、第164通常国会において、与党による強行採決で決定されたものであり、この法改正こそが国民に対して合意形成がなされていないものであると判断しています。

今議会で提案されました条例改正の根拠として、国保法第57条の3関係で、70歳以上75歳未満の一部負担金（患者の負担割合）が1割から2割に引き上げられる。これは先の法改正によって平成20年度から。平成20年4月から平成21年3月までの1年間は、一部負担金を1割のまま凍結する。しかし、条例が通りますと、平成21年4月からは自動的に2割負担となります。凍結方法は、保険給付を8割とし、一部負担金2割のうち国が補てんする1割負担分については審査支払機関（国保連合会の支払基金）に基金を設定して積み立て、公費負担医療のように支払う方向とする。与党のプロジェクトチーム

の決定によってこのような提案がされているものであります。与党プロジェクトチームの合意で、国民健康保険法の改正を行わない方法で凍結措置が講じられることが確定的となったことから、今議会に条例の改正が提出されています。

国会は、国民合意のないままに2割負担の強行採決を挙行し、国民の皆さんに反発されることを恐れ、国会及び政府においても決定されていない基金制度なるものを、与党で合意したからと、1年間のみの負担凍結を条例改正の理由に含んで提案することは極めて遺憾であるとして反対するものであります。まして、この制度を採択できない地方自治体団体には、1年間の基金からの援助ができないなどとは言語道断と言わねばなりません。

国の法律が改正されていることから、地方自治体によって1割の医療費負担を継続することには多くの制度上の課題があることは十分理解しています。しかし、健康保険については、保険料負担も医療費負担割合についても、もっと累進性を高め、相互扶助の精神を盛り込んだ制度にすることが必要であると考えます。

根本的には、国民全体の相互扶助の精神を生かし、国民健康保険、政府管掌健康保険、共済会健康保険、健康保険組合の一元化を図り、国民がひとしく助け合える制度にすべきであると主張し、反対討論とするものであります。

最後に、この条例によって1年間凍結された後、自動的に国においても、地方自治体においても2割負担が行われることのないように、凍結後において、再度やはり条例改正について議論される場を設けることが肝要であろうと考えます。このことは行政並びに議会において、今後議論していくべき大きな課題であると考えます。

以上、反対討論といたします。

○議長（林 克君） 第5番、奥村治男君。

○5番（奥村治男君） おはようございます。5番、奥村治男でございます。

私は議第105号野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、ただいま本田議員から反対討論が行われましたが、私は次のとおり賛成討論を申し上げたいと思いません。

まず、今回の改正につきましては、国の医療制度改正の中で実施されるもので、本市だけでなくすべての保険者が対象となっているものであります。そもそも今回の医療制度改革は、医療費が年々増加する中で、危機的な状況にある医療保険財政の基盤を立て直し、世界に誇るべき国民皆保険制度を将来にわたり安定的に継続していくために、本来あるべき姿へと改正されるものであると理解をいたしております。

野洲市の国民健康保険におきましても、脆弱な財政基盤であることには変わりはなく、税率の改定以外に新たな財源確保もままならない状況下におきましては、こういった制度改正の流れに沿って歳入と歳出のバランスを図るための見直しを行っていくことは、やむを得ないことであると考えています。

ただ、今回の改正の内容につきましては、痛みを求めるばかりではなく、例えば乳幼児の2割負担を3歳未満から小学校就学前まで拡大されることなどは、子育て世代にとりましては歓迎すべきこととあります。また、今回の改正で1割負担から2割負担になる70歳から74歳の被保険者につきましては、政府がこれを凍結する方針を打ち出したことから、負担増となる1割部分については、国が直接国費を充当する形で1年間据え置くことになっております。さらに、後期高齢者医療制度の創設に伴う経過措置といたしましては、低所得者層等に対しては、保険税や保険料の軽減等を実施されると聞いております。

このように、国民の生命財産に直接関わってくる医療保険分野におきましては、財政基盤の脆弱な各保険者が個々別々に対応するのではなく、国策として国が方針を決め、統一的に制度改正を実施されるのは、極めて妥当な方向であると考えています。

その結果、すべての医療保険が将来にわたり安定的に継続され、国民が公平に療養の給付を受ける機会が確保されていくものと思います。以上のことから、私は議第105号野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、賛成するものであります。

議員各位におかれましては、本条例の改正につきまして、ご理解いただきまして賛成いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（林 克君） 第16番、野並享子君。

○16番（野並享子君） 議第105号野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、反対討論を行います。

今回の条例改正は、昨年6月、自民党と公明党の賛成により決められた一連の医療改革の一つであります。本条例の第4条1項の改正は、これまで医療費の一部負担である窓口での負担について、3歳までは2割負担、3歳以上は3割負担でしたが、来年4月から6歳までの2割負担となり、本人の負担が軽減されます。野洲市では、就学前まで医療費の無料化を行っており、窓口負担は変わりません。しかし、国が6歳まで2割負担に拡大したのであるならば、当然費用面でも補うべきですが、本人分が軽減された分だけ、野洲市の国保会計としては療養給付費の負担がふえ、国保会計を圧迫します。国に対して国庫負担の増額、補助金も以前の45%に戻していくというような形で、我々の国保税にはね返

らないようにすることを求めたいと思います。

また、2項については、70歳から74歳までの高齢者の窓口負担を1割から2割に引き上げることであります。野洲市では1,870人が影響を受けることが明らかになっています。年金暮らしでもあり、病気を抱えている高齢者にとって、窓口の負担が倍になるということは、高齢者にむちを打つような非情な改正であるかと思えます。政府も1年間の凍結を打ち出していますが、その後は負担を強いるのではないのでしょうか。

野洲市として、国が決めたことだからと条例を改正されることに断固反対をいたします。今、賛成討論の中で、この国保の制度を安定的に運営し継続を図るために、歳入歳出のバランスを図ることはやむを得ないということをおっしゃいました。しかし、野洲市として国に対してきちっと、もっと補助金、負担をふやしていくということを求めていくべきではないのでしょうか。国は医療費の改悪を行い、高齢者に対して、医療の制度を、上限を決めて医療費を抑制しようとかいったことが行われ、高齢者に負担を強いていくというようなやり方をしていくのは、社会保障制度全般にわたって見直していかななくてはならないと思います。

高齢者が安心して暮らせるような形になるように、野洲市としても国に対して大いに意見を述べていただきますよう申し上げ、本条例に対する反対討論といたします。

○議長（林 克君） 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第105号野洲市国民健康保険条例の一部を改正する条例は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（林 克君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議第105号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第106号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第106号野洲市営住宅管理条例の一部を改正する条例は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（林 克君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第106号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第107号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第107号野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（林 克君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議第107号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第108号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第108号野洲市指定居宅介護支援事業所条例を廃止する条例は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（林 克君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第108号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第109号については、討論通告書が提出されていますので、順次これを許します。

第17番、小菅六雄君。

○17番（小菅六雄君） 議第109号平成19年度野洲市一般会計補正予算（第2号）についての反対討論を行います。

本予算案では、中主小学校のトイレ改修のための予算、またパソコン更新のための予算など、これまで要望されていたことについて、その予算を計上されたことについては評価するものであります。また、職員給与の改正に伴う補正についても必要なことと考えるものであります。

一方、本補正予算では、新幹線栗東新駅の建設費野洲市負担分2,400万円を減額されました。これは、市民の世論と運動の成果として当然の減額補正と認識します。市長は、今回減額補正されましたが、これはJR東海との終了するという覚書に基づくものであり

まして、これまで市民の意思に反してとられた新幹線新駅建設費負担の立場について、今なお真摯に反省されていないことについては残念であります。この際、今後の市行政については市民の声、民意を尊重した運営をされるよう申し添えておきます。

このように、補正予算で市民の要望を反映された面はあり、評価するものでありますが、全体として補正予算を見ますと、問題があると考えます。

今回の補正で事実上部落解放同盟が主催する全国高校生集会の参加補助を減額されましたが、事業補助を中止したということではなく、参加予定者が減ったということでありまして、審議のありました総務常任委員会では、この集会は有意義な集会であったと答弁されました。しかし、自治体が特定の主義・主張を持つ運動団体に関連して補助することは間違いであります。公平・公正を貫くべき行政運営から逸脱したものと考えます。

一方、滋賀県が実施している県民参加の里山づくり事業の一環として、大篠原の里山に公衆トイレ設置のための補正予算がされましたが、これは過大な予算計上と言わなければなりません。当初予算と含めて今回総額1,042万円となります。今回のトイレ設置は、当初市はバイオ式トイレを予定していました。しかし、これが途中で50人利用規模のアクア・メイクシステムのトイレに変更されました。これにより予算が拡大しています。

利用予測は不確定で、イベントなどのときにはさらに仮設トイレなどが必要です。また、今後の維持管理面などを考えると、当初の計画どおりバイオ式トイレ設置を行うべきだっただと考えます。今回、トイレ部分については約600万円であったとされていますが、1日当たり50回利用規模のバイオ式トイレを設置するとすれば、約半額の350万円ぐらいで設置が可能であります。

以上、これら全体を考えますと、補正予算全体については評価すべきところは評価いたしますが、重要なところで行財政の非民主的な運営と執行、また無駄な予算計上を含んでいるもので、本補正予算には反対するものであります。

○議長（林 克君） 第11番、藤下茂昭君。

○11番（藤下茂昭君） 第11番の藤下茂昭でございます。

議109号平成19年度野洲市一般会計補正予算（第2号）について、豊政会を代表いたしまして賛成討論を申し上げます。

今回の補正の内容を見てみますと、非常に厳しい財政状況の中ではございますが、年度途中に発生した新たな行政課題に対応するための予算でありまして、市民ニーズへの迅速、的確な対応と将来都市像やまちづくりの基本目標に向かって不断の取り組みを進めようと

いうものでございます。

具体的には、私たち豊政会が常々申し上げてまいりました、子どもを安心して託すことができ、そして子どもの学習能力を高める施策や予算、あるいは安全で安心して通行できる道路の整備、あるいは維持管理に必要な予算が盛り込まれております。

これらどの事業をとりましても、野洲市が新たな行政課題に積極的に取り組んでいくという意思表示の予算であると思います。そうしたことでございまして、議会の立場からも積極的に意見を述べ、また支援をしていかなければならないと考えております。

以上のことから、野洲市にとって必要な事業を見極め、補正予算を編成されたものであり、平成19年度野洲市一般会計補正予算（第2号）について賛成するものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（林 克君） 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第109号平成19年度野洲市一般会計補正予算（第2号）は、各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（林 克君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議第109号は各常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第110号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第110号平成19年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（林 克君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第110号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第111号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第111号平成19年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、文教福

社常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(林 克君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第111号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第112号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第112号平成19年度野洲市下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(林 克君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第112号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第113号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第113号平成19年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算(第1号)は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(林 克君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第113号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第114号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第114号平成19年度野洲市水道事業会計補正予算(第1号)は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(林 克君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第114号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第3号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

請願第3号米対策及び品目横断的経営安定対策についての請願は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(林 克君) ご着席願います。起立全員であります。よって、請願第3号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり採択すべきものと決しました。

次に、請願第4号については、討論通告書が提出されておりますので、これを許します。

第17番、小菅六雄君。

○17番(小菅六雄君) それでは、請願第4号品目横断的経営安定対策の見直しと、多様な担い手の育成を求める請願について、賛成討論を行います。

紹介議員として当初説明しましたように、現在政府が進める品目横断的経営安定対策は、原則4ヘクタール以上の農家及び20ヘクタール以上の集落営農のごく一部だけを担い手として、多くの農家を助成対象から外そうとするものであります。よって、要件を満たす農家は、政府の見通しでも全農地の約50%が対象外であります。この品目横断対策の今年8月時点の加入状況は、全国的には小麦が93%、大豆で77%、そして米については26%であります。

野洲市の場合、小麦・大豆ではほぼ100%と答弁されておりますが、米の場合は約38%であります。つまり、逆に言いますと、約6割の農地は品目横断対策から外されるわけがあります。よって、本市でも多くの中小農家が農業存続に大きな影響を受けます。

一方、この品目横断対策は認定農家など大規模農家や集落営農組織においても所得を保証し、農業に展望が持てる対策でないことが明らかになっております。米・麦にしましても、今年は大幅な下落となりました。品目横断対策でのナラシ、また緑ゲタ、黄ゲタ対策にしましても、極めて不十分な中、所得を補償するものにはなっていないのであります。今、市内の農家から、もう麦なんて耕作してられない、来年はやめるなどの声も出ておりません。

このような問題のある中の品目横断対策ですが、去る19日審議されました環境経済建設常任委員会では、本請願に反対する理由として、すべての農家を対象にすれば集落営農が成り立たなくなる、あるいは、これまでばらまき補助と言われてきたが、今回の新制度がこれなくなるなどの主張がされました。

しかし、先に言いましたように、これまでの日本農業や野洲市農業は家族農業、中小農

家、そして大規模農家も含め、全体で日本の食料確保と自給率の維持、また農地と環境の保全に役割を果たしてきたものであります。決して中小農家と大規模農家、集落営農とを対立させるべきではありません。

さらに、今後日本農業を担う主体が大規模農家や集落営農と言われましたが、先に言いましたように、今回の品目横断対策は、その大規模農家や集落営農ですら経営が成り立たない制度であります。

よって、日本農業を崩壊させる現農政の転換、品目横断対策の見直しは必要であります。日本農業を再生する根本的な道は、農産物の輸入自由化を規制し、主要な農産物の価格保障政策を復活、充実させることであります。そして、小さい農家やお年寄り、そして新規就農青年なども支援の対象に加えて、多様な担い手を育てていくことであります。

以上、今回本請願は市全体の農家の要望に応えるものでありまして、採択すべきものと考え、私は賛成討論をいたします。ご賛同をお願いするものであります。

○議長（林 克君） 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

請願第4号品目横断的経営安定対策の見直しと、多様な担い手の育成を求める請願は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（林 克君） ご着席願います。起立多数であります。よって、請願第4号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり不採択とすべきものと決しました。

次に、請願第5号については、討論通告書が提出されておりますので、これを許します。

第17番、小菅六雄君。

○17番（小菅六雄君） 続きまして、請願第5号日豪をはじめとするEPA路線を転換し、自給率の向上を食料主権にもとづく農政を求める請願についての賛成討論を行います。

これも請願説明の際に言いましたように、経済連携協定とは、農産物、鉱工業製品などの物の関税の原則撤廃だけではなく、サービスや金融など幅広い自由化を目指すものであります。

しかし、現在日本とオーストラリアとの間で行われているこの交渉は、このままでは日本政府が農産物の関税撤廃を受け入れる場となります。オーストラリアは日本への輸出に米、乳製品、牛肉、砂糖などを求めています。これは我が国にとって重要な品目でありま

して、関税が撤廃されると、農水省自身の試算でも国内生産が7,900億円も減少する、日本農業が壊滅的な打撃を受けるおそれがある、このような試算もしています。

同時に、今後引き続き他の国と締結することになれば、一層国内農業に深刻な影響を与えます。農水省が完全自由化した場合の影響の試算では、耕地面積が約6割減少、食料自給率も40%から12%に低下するという壊滅的影響の予想をしているのであります。

だから、今政府がとるべき道は農業の崩壊、破壊ではなく、国内生産の拡大、食料自給率向上で、将来にわたって国民に安定した食料を供給することであります。現在、政府は曲がりなりにも食料自給率の向上と言っていますが、このほど明らかになりました日本の食料自給率は40%のラインを切り、39%になりました。まさに食料主権の確立は急務であります。

ですから、今回政府が進めているこの経済連携協定、とりわけオーストラリアとの交渉は、これを真っ向から否定するものであります。全国の農家、農業団体、食の安全性や自給率向上を求める国民から強い批判が出ております。今、全国多くの地方議会で党派、主義・主張、立場の違いを越え、多くの議会でこの連携協定の中止、中断または農産物を交渉から外すことを求める内容などの意見書、請願が採択されています。

滋賀県議会では2月に採択されています。また、県下の市・町議会では安土町、豊郷町、高月町、木之本町、竜王町、虎姫町、湖北町、余呉町、西浅井町、日野町の10町が、また市議会では米原市、長浜市、近江八幡市、東近江市、高島市、湖南市、甲賀市、そして栗東市合わせて県内26市町のうち実に18市町で意見書、請願などを採択しています。多くのところでは自民党、民主党も含め全会一致で賛成しています。それほどこの問題が大多数の農家の切実な声であり、日本農業を守る道であることを証明しています。

この件では、環境経済建設常任委員会では、交渉の中止はいかかなものか、農業だけを分けることはできない、食料自給率は急に上げられない、食料を確保しようと思えば協定は必要などの主張がありましたが、この経済連携協定の最大の問題・課題が農産物の輸入自由化、関税撤廃が中心の一つでありまして、日本政府は農業を犠牲にして貿易格差是正をねらっているのであります。だから、協定が必要という主張は、私は日本農業崩壊につながる主張だと考えます。

よって、政府は対オーストラリアとのEPA交渉を中止すること、また食料主権に基づいて国内生産を拡大し、食料自給率を向上させる施策を求める請願は採択すべきものと考

えるものでありまして、賛成討論といたします。

○議長（林 克君） 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

請願第5号日豪をはじめとするEPA路線を転換し、自給率の向上を食料主権にもとづく農政を求める請願は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（林 克君） ご着席願います。起立多数であります。よって、請願第5号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり不採択とすべきものと決しました。

暫時休憩いたします。再開を10時45分といたします。

（午前10時32分 休憩）

（午前10時47分 再開）

○議長（林 克君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（日程第4）

○議長（林 克君） 日程第4、意見書第5号から第7号まで、消費税の増税に反対する意見書（案）他2件を一括議題とします。

それでは、提出者の説明を求めます。

第17番、小菅六雄君。

○17番（小菅六雄君） それでは、意見書（案）第5号消費税の増税に反対する意見書についての提案説明を行います。

はじめに、本意見書（案）につきまして、本日差し替えの文書を配付させていただきました。定例会前に配付させていただきました意見書（案）の本文中、8行目の消費税の税収合計が188億円とあるのが188兆円でありました。また、同じく9行目の法人3税の減収分159億円が、法人3税の減収分159兆円であります。また17行目の逆進的の文言は誤字でありました。おわびを申し上げ訂正させていただきます。よろしく願い申し上げます。

それでは、意見書（案）についての説明を行います。現在、政府は景気は回復基調にあると言いますが、それとは裏腹に私たちの暮らしは収入が落ち込み、医療、年金、介護などの負担がふえ、苦しくなっています。

このような中で、格差と貧困は一層広がりを見せています。にも関わらず政府税制調査会は年金など社会保障の安定財源を確保するためと称して、消費税の増税を答申しました。このような増税方向に国民、市民の怒りは高まっています。

そもそもご承知のように、消費税は生活費非課税、累進性総合課税という税の原則に反し、金持ちには負担が軽く、庶民、低所得者層には大きな負担となる、まさに弱い者いじめの不公平な税制であることは述べるまでもありません。

このような不公平な消費税は、導入されたとき、また5%に引き上げのときも、政府はその都度消費税は社会保障のための財源、あるいは国の財政が大変などが増税の理由とされてきました。しかし、消費税の導入、増税の一方で、国民が期待した社会保障財源として使われたことはなく、それどころかこの間医療や年金などの社会保障制度は改悪されてきました。このことは、介護保険制度の改悪による大負担増、医療費負担増、さらには来年度から導入されようとしている後期高齢者医療制度を見ても明らかであります。

その一方で、2007年度までの消費税の税収合計は188兆円とされていますが、大企業や大金持ちに対する税は法人税や所得税など減税が行われ、法人3税の減収分は159兆円に上るなど、消費税はこれらの減税財源に消えているのが実態であります。さらに、税制調査会の今後の税制方針では、大企業のための減税を一層推進する方向の議論も示しています。

このような大企業には減税、国民には増税に対して、強い国民の批判が広がっています。これまで政府が税制方針を打ち出したとき、国民のみならず日本商工会議所、日本百貨店協会、日本チェーンストア協会あるいは全国中小企業団体中央会など、経済諸団体も消費税増税は個人消費に影響を及ぼし、景気回復に水を差すと反対してきました。まさにそのとおりでありまして、国民生活そのものを苦しめるだけでなく、ひいては国民消費を低迷させ、経済活動を低迷させます。そして、一層格差と貧困が広がることは明らかであります。

意見書（案）に書かれていますように、政府が本当に社会保障財源を確保するというのなら、やるべきことは無駄な大規模開発や公共事業をきっぱりやめること、また世界有数の軍事費の段階的削減、とりわけアメリカ軍に対する思いやり予算やグアム移転費などはもつてのほかであります。

このような国の財政にきっちりメスを入れ、税金の使い道を福祉と国民の暮らし優先に変えるべきであります。さらに現行の大企業や大金持ちへの行き過ぎた優遇税制をやめ

るべきであります。

以上、本意見書（案）は、国民・市民の切実な願いであり、国財政の再建と本来のあり方を求めたものであります。よって、意見書（案）の採択をお願いしまして、提案説明といたします。

続きまして、意見書（案）第6号新テロ特措法に反対する意見書（案）についての提案説明を行います。

本意見書（案）は、現在国会で議論されています新テロ特措法を廃案にし、再度自衛隊派兵をしないこと、また現在イラクで自衛隊が空輸作戦に参加していますが、この法的根拠となっているイラク特措法を廃止し、自衛隊の撤退を求めるものであります。

これまで、テロ対策特別措置法、すなわち期限切れで廃止となった法律であります。これに基づき日本政府はアメリカがテロ対策、自衛のためだと言って始めたアフガニスタンに対する報復戦争に自衛隊が協力してきました。インド洋での海上自衛隊による米艦隊などへの給油支援活動を行っていましたが、それ自身が憲法が禁じる戦争協力であり、軍事的支援であります。米軍は今なおアフガニスタンへの空輸、海上阻止行動、イラク作戦等という作戦などを行っています。ですから、米艦船への給油活動はテロ特措法がいわゆる後方支援にも反するイラク戦争への軍事的支援そのものであります。いずれにしても、本来戦争に前方も後方もありません。一体のものであります。そこで、最大の問題は報復戦争ではテロはなくならないということであり、テロをなくすどころか拡散させ、民間人の犠牲を拡大し、報復の悪循環であります。

今年9月、国連のアフガニスタン支援ミッションの報告によりますと、外国軍隊による空爆と民間人への犠牲、アフガニスタン人の尊厳を傷つける行動が自爆攻撃を急増させたこと指摘しています。今年2007年だけでも1,000人を超える民間人が犠牲となっています。この件では、日本国際ボランティアセンターも声明を出し、対テロ戦争を見直し、敵対勢力やパキスタン、イラクなど周辺国を含むすべての紛争当事者と包括的な和平のための協議を始めるべきと表明しています。そして、今、アフガニスタン政府自身がタリバンを含む反政府勢力との政治的な対話による和平を追求する方向にかじを切り替えもしています。

もともと、日本は世界に誇れる憲法で戦争を放棄している国であります。それだけに日本が武力解決ではなく、対話と外交による和平解決の道にイニシアティブを発揮することが求められているのであります。

よって、アフガニスタンの事態を悪化させたこの間の戦争参加を反省し、軍事支援をやめるべきであります。アメリカ政府に報復戦争をやめ、政治的交渉による平和の追求を求めるべきでもあります。その上に立って日本政府が行うべきことは、民生支援、経済支援など実効ある対策を行い、このような環境をつくる外交努力こそ日本政府がやるべき道であります。

今、日本においても各種世論調査で多数の回答が、給油活動はテロを抑えるのに役立っていないと答えています。ところが、今回福田政権は新テロ特措法を国会に提出いたしました。国会では会期の延長も強行しながら、あくまで新法制定をしようとしています。しかし、その新法なるものはご承知のように引き続きアメリカ言いなりで報復戦争への軍事支援にしがみつき、これまで続けてきたインド洋での多国籍軍への補給活動を継続するものであります。国会の事後承認規定さえ除外したことも議会制民主主義も踏みにじるものであります。

このように、今回の新テロ特措法は、今世界の平和秩序について国連中心の対話、外交という流れに反し、同時に憲法に違反するもので、廃案以外にありません。同時に、現イラク特措法も同様であります。そして、あえて言うなら、今大事なことは、このような憲法違反の新テロ特措法ではなく、防衛省における前事務次官の防衛専門商社との癒着、米艦船への給油量の隠蔽など、疑惑事件に対して徹底解明されることこそ先決問題だと考えます。

以上、憲法違反の米軍戦争支援のための新テロ特措法を廃案、またイラク特措法の廃止は、平和を願う国民・市民の願いに応えるものでありまして、本意見書（案）を採択されることを願ひまして、提案説明といたします。

○議長（林 克君） 次に、第16番、野並享子君。

○16番（野並享子君） 野並享子です。事前に配付されていたと思いますが、後期高齢者医療保険制度の中止・撤回を求める意見書（案）について、趣旨説明をいたします。

昨年6月の医療制度の改革と称して、自民・公明党の賛成で決められ、来年4月から実施予定の医療制度について、全国的に約300自治体から意見書が上げられています。その医療制度の改革の中で、一つは後期高齢者医療制度であります。

この問題では、その意見書にも書かれていますように、1番目として、75歳以上のすべての高齢者から保険料を徴収する。これまで扶養家族で保険料を払っていなかった人は、野洲市では900人ほどおられますが、政府は半年間の徴収猶予を出しました。しかし、

半年たてば徴収はされます。問題を先送りしただけであります。保険料は滋賀県で均等割3万8,175円、所得割6.85%で、1人当たり平均月6,080円、年間7万2,955円ということを決めました。

2番目の問題は、保険料を年金から天引きするということでもあります。これまで国保税では銀行振り込みや納付書などによって、出費が多くて支払うことができないときは期限に遅れてでも払うことができました。しかし、年金天引きということになれば、最低の生活さえも保障されない事態が生まれることとなります。

3つ目は、これまでの資格証明書の発行について、小さな子どものいる家庭や障がい者のいる家庭、老人保健を適用されている家庭においては発行してはならないとされていましたが、今回後期高齢者医療保険の法律では、資格証明書の発行が明記されています。一般質問において、市長は答弁をいたしました。公平性のために必要である、市町村と協議して発行すると言われており、この後期高齢者医療制度の法律そのものを見直す必要があります。65歳以上の人の介護保険が、同じような保険料の徴収となっていますが、野洲市では145人の方が滞納をしているという答弁でありました。

12月19日に、読売新聞でこのような記事が出ていたと思います。主要都市と東京23区の73自治体で、無年金の人や月額1万5,000円以下の所得の人は普通徴収となっていますが、その方の2割の35万人が総額182億3,000万円の滞納になっていると。また、大阪市でも普通徴収の2割が滞納をしているということが書かれております。その読売新聞の解説の中でも、低所得の高齢者の負担感が増大している実態と、国や地方自治体による低所得者対策が十分に効果を上げていない現実を浮き彫りにしたと書かれております。

このように、介護保険というのは野洲市でも導入されて7年になりますが、基準の保険料は約2倍になっております。高齢者がふえ、利用者がふえれば、保険料にはね返る仕組みとなっており、3年ごとの見直しでどんどんと引き上げがされていっております。これと同様の後期高齢者保険制度、負担の仕組みそのものを変えないと、医療保険を持っていないというような高齢者が多数生まれるようなことになってしまいます。

4つ目の問題として、75歳以上の高齢者は、受けられる保険内容を制限することになっています。75歳以上の高齢者の長期入院に対して、入院日数を決めて保険適用から外すとか、さらに終末医療を自宅で行えば診療報酬を引き上げていくなど、病院からの追い出しが計画されています。具体的なことはまだ決まっておきませんが、年齢による差別

診療を導入しようとしています。そして、この意見書の2つ目に出されております70歳から74歳までの方の窓口負担を1割から2割にする内容であります。これは先ほどの国保条例の改定の中でも他の方もおっしゃいました。高齢者は何かと病気を抱えています。この医療費負担が倍になるということは、余りにも制度的に過酷であり、医療を受けられない高齢者も出てくる可能性があります。政府は1年間の延期を打ち出していますが、1年後は実施されます。根本的にはやはり法律を改正して、2割負担を中止させていくべきだろうと思います。

今回意見書の冒頭に書かれていますように、新しい制度は医療削減を目的にしたもので、高齢者への負担と医療内容を制限することが大きな特徴であり、唯一の収入である年金から天引きされる保険料のために暮らすことができなくなる高齢者や、75歳以上の高齢者には保険での医療を制限させるなど、長年の社会貢献にふさわしくない対応ではないでしょうか。高齢者に高負担と差別医療を押し付ける国はどこもなく、高齢者が払える範囲で十分な医療が受けられることは、ヨーロッパ諸国では常識であります。この読売新聞の中の最後の方に書かれているのですけれども、厚労省によりますと、2005年度の全国市町村の総未収額は約367億6,000万円、今年3月に学識経験者らで介護保険料のあり方等に関する検討会が設けられまして、この中で保険料を定額にした現行方式から、収入に一定の率を乗じて決める定率制への切り替えを検討したと。介護保険課は、定率制の導入は低所得者の負担緩和につながるということを言われております。既に介護保険でこのようなことが7年経って出されております中で、後期高齢者の医療保険制度がそういう事態になるということは予想がつきます。

今回の後期高齢者医療制度について、国に意見書を上げていくべきであり、野洲市の高齢者の切実な思いを代弁し、意見書(案)についての趣旨説明といたします。

○議長(林 克君) これより、ただいま議題となっております意見書3件について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 克君) 質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書3件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 克君） ご異議なしと認めます。よって、意見書3件については委員会付託を省略することに決定しました。

次に、ただいま議題となっております意見書3件について討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 克君） 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより順次採決いたします。

お諮りいたします。

意見書第5号消費税の増税に反対する意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（林 克君） ご着席願います。起立少数であります。よって、意見書第5号は否決されました。

次に、意見書第6号新テロ特措法に反対する意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（林 克君） ご着席願います。起立少数であります。よって、意見書第6号は否決されました。

次に、意見書第7号後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（林 克君） ご着席願います。起立少数であります。よって、意見書第7号は否決されました。

（日程第5）

○議長（林 克君） 日程第5、議員の派遣を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、田中栄太郎君の退場を求めます。

（20番 田中栄太郎君 退場）

○議長（林 克君） 地方自治法第100条第12項及び会議規則第121条第1項の規定により、お手元に配付しておりますとおりに派遣いたしたいと思っております。

お諮りいたします。

議員の派遣は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(林 克君) ご着席願います。起立多数であります。よって、議員の派遣は原案のとおり可決いたしました。

田中栄太郎君の入場を許可いたします。

(20番 田中栄太郎君 入場)

(日程第6)

○議長(林 克君) 日程第6、交通対策特別委員会調査について報告を願います。

第13番、田中孝嗣君。

○13番(田中孝嗣君) 13番、田中孝嗣でございます。

私は第2回交通対策特別委員会の結果についてご報告をいたします。また、11月8日の臨時会において、特別委員会構成の変更がありましたが、第2回交通特別委員会開催時の委員長として報告するようにとのことですので、ご了承をお願い申し上げます。

去る10月22日、午前9時30分から市長をはじめ関係者の出席を求め、委員8名全員出席のもと、本特別委員会を開催いたしました。今回の調査事項は、本特別委員会の所管事項のうち、国道広域幹線道路の整備促進に関することについてとし、現在の進捗状況及び課題の説明を受けました。

最初に、国、県事業の進捗について、国道8号バイパスがようやく市内関係自治会において測量の承諾が得られ、骨格測量を終え、秋から年度末にかけて地質調査を予定され、その後国道事務所が測量結果をもとに基本設計に取りかかる予定です。課題としては、1、バイパスの構造が高架式でよいのかという地元の疑問の声がある、2、計画法線上にある工場の移転の問題、3、栗東市の一自治会がいまだに測量を承諾していない状況であり、その動向にも注視していく。以上の課題がありますが、一日も早い事業着手を目指すために鋭意努力していくとのことでありました。

大津湖南幹線については、当路線は現在比留田地先の約200メートルが暫定供用されており、その先線で県道野洲中主線から中主小学校前の市道上屋西河原線までの約500メートルが工事完了し、11月末に供用開始されました。野洲市域は県単費事業であり、埋蔵文化財調査を進めながら、暫定供用区間の延長を目指す。課題としては、比江近くの法線が現場と異なる箇所があり、計画の修正をやっていく。特に野洲市域においては、国

庫補助事業ではなく滋賀県単独事業のため、有効的な進捗を目指すために、県の予算確保はもちろんのこと、国庫補助事業として積極的に行うよう要望する必要があるとのことでもございました。

県道野洲中主線におきましては、現地を皆様もご承知だと思いますが、構造物ができつつある現状で、JRの跨線橋は現在工場で生産中でありまして、平成21年度末には物理的に渡れるまでになる予定です。今後、今年度はP&Gの正面口やふるさと農道の取り付けの用地買収の準備中でありまして、全線供用開始は平成23年度内を目指しているということでありまして。課題は、用地買収と補償、家棟川の橋のかけ替えなどの付帯工事、そして現存するJRの下を通る道路を農耕用道路として残すための交通安全対策などがあります。いずれも県担当者と連携を図りながら、円滑な進捗に努めていくとのことでもございました。

県道小島野洲線、野洲川西詰の交差点の改良ですが、県の方で交差点改良の形態がほぼ決定し、変則五差路を十字交差点に改良するため、野洲川左岸の道路を通行止めとし、その迂回路を市道として確保する必要があります。課題としては、迂回ルートの法線の決定、交差点改良に係る移転家屋や工場の交涉及び県事業としての優先順位などがありますが、県担当課との連携を密にし、鋭意進めていくとのことでもございました。

次に、田園交流基盤整備事業ふるさと農道につきましても、当事業につきましてもほぼ全景が見えてくる程度まで進捗しておりますが、県道野洲中主線との取り付け部が未完成の状況であります。よって、近江八幡市域の国道477号を起点とし、市道1号線までの区間を平成20年4月に暫定供用開始できるように進めております。なお、供用開始にあたり、交通安全対策を講じ、公安委員会などと協議を行うことが課題として残っております。

次に、市主要事業の進捗については、都市計画道路市三宅北桜線、市道野洲川右岸堤乙窪線、市道市三宅小南線、交通バリアフリー特定事業計画、以上4点の説明を受け、順調な進捗で推移しておりますが、都市計画道路市三宅北桜線において用地買収が4軒、補償物件が3軒、いまだに未契約の状況であり、一部滋賀県土地収用委員会への裁決申請に及ぶものもありますが、引き続き用地交渉に努めるということでもございました。

最後に、各自治会からの交通安全対策の要望については、その内容と件数について結果報告を受けました。以上、所管事業について現状報告を受け、質疑及び今後の対応について意見を交換しました。

以上が、第2回交通特別委員会の結果報告でございます。

○議長（林 克君） 暫時休憩いたします。再開については追って事務局より連絡させていただきます。

（午前11時20分 休憩）

（午前11時55分 再開）

○議長（林 克君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

この際、お手元に配付いたしました意見書第8号「新たな財政構造改革プログラム」に関する意見書（案）及び意見書第9号米対策及び品目横断経営安定対策の見直し等に関する意見書（案）を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 克君） ご異議なしと認めます。よって、意見書第8号「新たな財政構造改革プログラム」に関する意見書（案）及び意見書第9号米対策及び品目横断経営安定対策の見直し等に関する意見書（案）を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

（追加日程第1）

○議長（林 克君） 追加日程第1、意見書第8号「新たな財政構造改革プログラム」に関する意見書（案）及び意見書第9号米対策及び品目横断経営安定対策の見直し等に関する意見書（案）を一括議題とします。

それでは、提出者の説明を求めます。

まず、意見書第8号について、第20番、田中栄太郎君。

○20番（田中栄太郎君） それでは、「新たな財政構造改革プログラム」に関する意見書（案）を朗読をもって趣旨説明とさせていただきます。

滋賀県におかれては、来年度以降に予想されるこれまで以上の財源不足に対応し、持続可能な行財政基盤の確立と自立型の県政経営を実現するため、「新たな財政構造改革プログラム」を策定された。厳しさを増す財政状況と地方分権の進展に伴い、行政組織のスリム化や新たな行政システムへの変革、さらには行政サービスの再構築などを内容とする改革の必要性は、本市としても同じ行財政環境に置かれていることから、十分に認識しているところであります。

しかしながら、同プログラムにおける市町への補助金の見直しについては、地方自治体

にとっての重要課題である少子高齢化や環境問題などへの対応策として、これまで県と市町が築き上げた信頼関係に基づいて、それぞれの役割分担を決定し、継続して県民福祉の向上のために行ってきた成果を、何ら協議のないまま一方的に補助率を削減し、補助対象を縮小しようとするもので、その影響は市町の財政や県民生活にとって余りにも大きく、極めて遺憾な措置と言わざるを得ません。

また、このことは同プログラムの方針に示す県と市町が対等のパートナーとして連携、協力する必要があるという趣旨からも逸脱しており、再考を求めるものであります。

については、本市財政の健全化と県民生活の安定を図るため、「新たな財政構造改革プログラム」の策定にあたって、下記の事項について特段の配慮をされるよう強く要請するものでございます。

1、市町に対する補助金の見直しについては、県と市町との協議を重ね、市町の理解のもと実施すること。

2、県民生活に直接影響が予想される補助金の見直しについては、県民に向けて県としての説明責任を明確に果たすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものでございます。

以上、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（林 克君） 次に、意見書第9号について、第10番、田中良隆君。

○10番（田中良隆君） 10番、田中良隆でございます。

それでは、意見書第9号についての趣旨説明をさせていただきます。

手元の資料にありますように、本文はいろいろ細かい字でいっぱい書いてあるわけですが、意見書としての7つの要点を説明させていただきます。

本日の日本農業新聞の一面にも、来年度の農林予算について出ておりました。農林予算は2.7%減、しかし品目横断については満額の回答である。満額という、そんな財務省の原案が示されておりました。これも日本各地の農業者の声を受けて、政府と与党がいろいろ協議した結果こういうことになっていると、そんなところでございます。

この意見書につきましては、そういう声をもっともっと大きいものにしたいという思いがあつての意見書でございます。中身につきましては、7つのうちの第1番目でございますが、計画生産を担う集落営農を含めた担い手の主食用米の再生産コスト・所得を支える新たな所得確保対策を確立すること。生産調整実施者の、転作に協力する人の米に対する万全のメリット措置、それと現行の収入減少影響緩和対策、いわゆるナラシ対策と言って

いるやつですが、その制度の見直しや新たな交付金の施行。

2番目には、麦大豆等の作物への転換対策の強化に加え、水田を水田として活用する非主食用米の生産に向けた主食用米との所得差を補てんする対策を確立することとなっています。今の財務省の原案でも、試験補助に対しましては反5万円の補助金を出しましょうというのが今日の新聞に出ております。

3番目には、計画生産の実効性確保に向け、国の責任と役割の強化を図る対策として、国の各種交付金の対象を生産調整実施者のみとし、転作に協力する人だけとし、その対応を強化すること。各都道府県、市町村行政での水田農業推進協議会での役割発揮の促進対策。生産調整非参加者への参加誘導促進対策強化の確立。

4番目には、地域における多様な担い手を対象とするための対策を講じること。具体的には、地域の市町村の実情に応じた担い手、特定農業団体を対象とする、平たく言いますと集落営農組織でございしますが、それを対象とする市町村特例等の措置。現在でも県の特例というのはあるわけですが、今までのところ器が大き過ぎて実績がないということで、市町村レベルまでその特例を下げしてほしいという要望でございします。2番目には、現行の対象者要件特例の拡充、弾力化。いわゆる認定農業者は個人は4ヘクタール、集落営農は20ヘクタール、それをもうちょっと柔軟に対応しろという話でございします。3番目、特定農業団体の設立や法人化等の弾力的対応。

5番目には、生産条件不利補正対策、いわゆるゲタ対策における支援水準、基準期間のあり方について見直しをすること。1つ目に、過去の生産実績に基づく交付金、いわゆるWTOで認められた緑ゲタの対策でございしますが、この実績の変動に係る仕組みについて検証してほしいというところでございします。この緑ゲタにつきましては、既に野洲市内で千三百数十万円の交付金が11月末に交付されております。2番目には、毎年の生産量に基づく交付金、いわゆる黄ゲタ、WTOでいいますとちょっと注意信号、あんまり勧められないけれどももしようがないかなという、そんな交付金でございしますが、その対象が播種前契約に基づいているので、単収向上や面積増加などにより交付対象数量を超えた数量に対して追加措置を講じる必要、今言いましたのは毎年の生産量あるいはその品質に応じて、いいものでしたら1俵2,000円、悪いものでしたら200円、そんな交付金を上乘せしようという制度でございしますが、努力してたくさんいいのをとって頭打ちになってしまう。その制度を何とかしてほしいという内容でございします。

米価が大幅に下落した場合に、今後担い手、特定農業団体が安定して経営を継続できる

よう緊急的な所得確保対策の見直しをすること。これは、今現在は過去5年間の米価の高いのと安いのをとって、真ん中の3年を基準にして基準価格を決めて、これに対して所得の減った分の9割までを補てんしようという仕組みですが、これも基本的にいいますと、だんだん基準価格は下がるということになっていまして、とことん、3,000円でも2,000円でも下がってしまうという危険性が今のシステム上あります。これを見直してほしいということでございます。

7番目には、申請事務や交付については、現場における事務負担は極力軽減するよう事務の簡素化、交付の早期化等を徹底して改善すること。皆さんご存知ですが、非常につくらなければならない書類が多いということで、農家は大変ということもあります。あるいはまた、今まで小麦でいいましたら、麦作経営安定資金というのが出ておりましたが、これが麦の概算期のとき、大体8月ごろには出ておりましたが、実質今年は今11月29日になっておりますが、これをもうちょっと早くしてもらわないと農家の資金繰りが大変だという、そんな話でございます。

以上7点のこうしてほしいというような意見書でございます。皆さん方のいろいろな審議をお願いいたしたいと思っております。

○議長（林 克君） これより、ただいま議題となっております意見書第8号及び意見書第9号について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 克君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書第8号及び意見書第9号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 克君） ご異議なしと認めます。よって、意見書第8号及び意見書第9号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、ただいま議題となっております意見書第8号及び意見書第9号について討論を行います。

討論はございませんか。

(討論の申し出あり)

○議長(林 克君) 暫時休憩いたします。

(午後12時09分 休憩)

(午後12時10分 再開)

○議長(林 克君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論通告書が提出されておりますので、これを許します。

第17番、小菅六雄君。

○17番(小菅六雄君) 意見書第8号「新たな財政構造改革プログラム」に関する意見書(案)についての賛成討論を行います。

滋賀県が来年度以降、平成20年度で400億円、21年度で460億円、さらに22年度では450億円の財源不足が生じるとして、財政構造改革プログラムを策定しました。具体的には、平成20年度で140億円、平成21年度で150億円、そして平成22年度では160億円にも上る市町への補助、負担金削減、また県民負担を強化し、歳出削減を図ろうとしています。もしこのようなことが実施されますと、市町財政や市民生活、暮らしに大きな影響を与えます。

今回の財政構造改革プログラムにおける本市の影響額は、向こう3年間で1億3,665万円と試算されています。とりわけ本市の場合は乳幼児医療費助成制度で市単独施策として通院で小学校入学前まで、また入院については中学校卒業まで完全無料化を実施していますので、福祉医療費関係だけでも実に7,482万円もの影響を受けます。これまで行政と市民がつくり上げてきた福祉医療制度に対して、これを否定するかのような財政構造改革プログラムは許されないものであります。それでは、滋賀県財政がなぜこのような事態になったのか。そして、どのように対応するのかを検証されなくてはなりません。

現在、滋賀県財政が極めて厳しい事態であることは一面確かであります。その原因の一つは、この間自民党・政府・小泉内閣が進めた三位一体改革にあります。この改革だけで県は約500億円の歳入減、またこの間経済景気浮揚対策として大型公共事業の推進を打ち出しています。これらの事業推進により県の公債費は700億円にも達しています。さらに、県の現在の起債残高は9,117億円にも達していますが、この背景には政府が推進してきた臨時財政対策債があります。国は地方交付税算入と言いますが、三位一体改革の中で、地方交付税総額が減額される中で、その保証は消え失せているのが現実であります。一方、国の税源移譲といいながら義務教育費の国庫負担を大幅に減らすなど、適切な

ものにはなっていません。だから、根本的な問題は、国の地方自治体と国民犠牲の改革と財政削減にほかなりません。このような中で、この間の県財政の運営も問われ、検証されなくてはなりません。

今日の県財政の状況をつくり出したのは前県政であります。同時に与党議会であります。先に言いました国言いなりの財政運営を推進してきたのであります。これまで無駄、不必要と言われた新幹線新駅の推進、また大型起債を柱にした公共事業の問題、姉川ダムや、びわ湖ホール、これが245億円、琵琶湖博物館241億円などの建設もあります。

ですから、今大事なのは、この間の県財政を県民の立場で検証することが必要であります。無駄な公共事業の見直しをすること、そして知事自身、知事選公約に沿って県民の暮らしと健康を守ることを基本にした財政運営を進めることが求められていると思います。

以上、私はこのような立場から本市財政と市民生活を守るために、財政構造改革プログラムに関する意見書を提出することは必要であり、賛成討論といたします。

○議長（林 克君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

意見書第8号「新たな財政構造改革プログラム」に関する意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（1番 三和郁子君 退席）

（全員起立）

○議長（林 克君） ご着席願います。起立全員であります。よって、意見書第8号は原案のとおり可決されました。

（1番 三和郁子君 入場）

○議長（林 克君） 意見書第9号米対策及び品目横断的経営安定対策の見直し等に関する意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（林 克君） ご着席願います。起立全員であります。よって、意見書第9号は原案のとおり可決されました。

本日可決されました意見書につきましては、その条項、字句等整理を要するものについては本職に一任されたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(林 克君) ご異議なしと認めます。よって、条項、字句整理等を要するものについては本職に一任することに決しました。

なお、意見書は本職により直ちに関係機関に提出いたします。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

○市長(山崎甚右衛門君) 平成19年第5回野洲市議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

本定例会は、去る12月4日に招集させていただき、本日に至りますまで18日間で行ってまいりました。本定例会に提案をさせていただきました案件、条例の制定2件、条例の一部改正10件、条例の廃止1件、補正予算6件、合計19件についてご審議をいただき、本日すべての議案について原案のとおりお認めをいただきました。誠にありがとうございました。衷心より厚く御礼を申し上げます。

本定例会中、一般質問並びに各委員会におきまして、多数のご意見、ご提言をいただきました。こうした意見や提言を真摯に受け止め、市政運営に努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

さて、今年最後の議会でございます。1年を振り返りますと、本年は合併当初からの重要課題でございました給食センターの開設をはじめ、兵主コミュニティセンター、あるいは地域安全センターの開設やふるさと富士サミットの開催など、多彩な行事を展開してまいりました。また、まちづくりの基本的な判断や行動の基準、市民や市の役割などを明文化し、まちづくりの最高規範として10月に施行いたしました野洲市まちづくり基本条例のもと、まちづくり政策室の設置や市民活動の拠点とすべきまちづくり協働推進センターのオープンなど、協働によるまちづくりの新たなスタートを切ったところでございます。また、私ども野洲市が滋賀県内でトップを切って企業立地促進法に基づく地域産業活性化計画をつくり、企業立地促進法の同意地区として認められました。6月29日には私も経済産業省に赴きまして、甘利大臣から直接同意書の交付を受けたわけでございますが、大臣には私のまちづくりの方針として、小さくとも自立するまちを目指してきたことから、今回の同意は職員だけでなく市民にも小さくとも頑張れば報われるという大きな勇気を与えていただいたことをお伝えし、大臣からも野洲市の恵まれた地域的環境と日本の冠たる

企業である京セラ、オムロン、村田製作所、ソニー、シライ電子、大日本スクリーン等を操業されている、いわゆるIT産業の集積のまちのますますの発展に大いに期待をしているとの言葉を受けたところでございます。

こうしたことを野洲市として着実な歩みを進めることができましたのも、これはひとえに議員の皆さんの支援、ご協力があったることと改めて厚く御礼を申し上げます。

いよいよ年が明けますと、本格的な予算編成を控えております。特に県の「新たな財政構造改革プログラム」により、市町への補助金の見直しが示され、市民生活に直接影響が出ることも予想されるなど、心配をいたしているところでございます。このことにつきましては、市長会をはじめ、また湖南4市、草津、守山、栗東、野洲が直接知事さんにお出合いをいたしまして、このことについての要請を行ったところでもございます。また、ただいまは議会におきまして、「新たな財政構造改革プログラム」に関する意見書を議決いただきまして、誠にありがとうございました。心強く受け止めております。今後、県議会で議論をされていくものと考えますが、こうした動向を十分に注視しながら、予算編成に臨みたいと思っております。

最後になりましたが、今年も残すところあとわずかとなり、いよいよ厳寒に向かいますが、皆さんには適切にご自愛をいただきまして、輝かしき新春をご家族の皆さんと共にお迎えになられますことを心からお祈り申し上げますと共に、野洲市発展のためにさらなるご活躍をいただきますことをお願い申し上げます、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（林 克君） これをもって、平成19年第5回野洲市議会定例会を閉会いたします。（午後12時23分 閉会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成19年12月21日

野洲市議会議長 田 中 栄太郎

署 名 議 員 河 野 司

署 名 議 員 秦 真 治